損　保

付録 B

損害保険の損益分析

２０２３年2月改訂

日本アクチュアリー会

　このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

　各項目について見識のある方にお願いして執筆いただきました。

　受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

　しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テ キ スト 部 会（損保担当委員）

石 黒　貴 彦（個人会員）

大 関　伸 幸（あいおいニッセイ同和損害保険）

大 友　貴 人（三井住友海上火災保険）

片 山　亮 太 郎（三井住友海上火災保険）

桑 原　健 太（損害保険ジャパン）

星 野　吉 孝（東京海上日動火災保険）

溝 田　裕 樹（東京海上日動火災保険）

安 田　健 造（損害保険ジャパン）

付録B　損害保険の損益分析

B.1 損益分析について　B−1

B.1.1 損益分析の意義　B−1

B.1.2 分析のための資料　B−1

B.2 損益計算書の見方　B−3

B.2.1 保険引受に係る分析用損益計算　B−3

B.2.2 主な経営指標　B−6

B.3 損害率・事業費率の分析　B−11

B.3.1 損害率の分析　B−11

B.3.2 事業費率の分析　B−19

B.1 損益分析について

B.1.1 損益分析の意義

損益計算書は、ある事業年度における会社の損益とそれまでの経緯を示しているので、これを分析することにより経営の成果、会社の成長性・収益性を明らかにすることができる。したがって、自社の損益分析を行い、特徴・問題点を把握することはもちろんのこと、他社の損益分析を行い他社の動向を把握すること、あるいは、全社の損益分析を行い業界の動向を把握することは、企業の経営上非常に重要な事項である。

損益分析を実際に行う場合、当年度の損益計算書によってのみ分析するばかりでなく、前年度との比較増減・過去数年の推移等関連項目をもとに種々の比率・指標を算出し分析すること、あるいは保険種目別分析・他社との比較等を併用することにより、総合的な観点で分析・検討を行うことが必要である。

なお、損益分析にあたっては、損益計算書等の決算資料が一定の経理基準に従って作成されているので、もろもろの経理基準や会計上の用語を十分に理解しておくこと、分析の目的を明確にして目的に見合った分析手法を用いることが重要である。

B.1.2 分析のための資料

各社の諸数値を見るものとしては、証券取引所の要請に基づく「決算短信」の公表時期が最も早い(5月頃)が、上場会社に限られており、その開示内容も限られている。「有価証券報告書」は上場会社等に限られるもののその開示内容はより詳細である(6月公表)。保険業法第111条に基づく説明書類は全社に作成と縦覧が義務づけられているものであり、7月末までに公表される。通常は、これらの公表数値をもとに分析を行うことになる(詳細は、5.7節を参照)。また、

公表されている数値は限られているため、詳細な分析を行う場合は一定のみなし計算が必要となる。

B.2 損益計算書の見方

B.2.1 保険引受に係る分析用損益計算

保険引受に係る損益分析を行うという観点では、公表された正味ベース損益計算では十分な検討ができるとはいえない。すなわち、

イ. 積立保険料に関する責任準備金の繰入・戻入が不明確である。

ロ. 基本的に保険引受損益がゼロとなる自動車損害賠償責任保険・地震保険の諸勘定が含まれており、保険引受損益の源泉である任意保険の実態が不明確である。

ハ. 損害率と密接な関係にある異常危険準備金の繰入・戻入が不明確である。

ニ. 保険引受に係る損益が明確には把握できない。

などの問題点があるため、保険引受に係る損益分析を行う上では次のように正味ベース損益計算を更に細分化し、検討する必要がある。

(1) 分析用保険引受損益計算－①

正味ベース損益計算のうち、保険引受に係る損益項目を抽出し、さらに、

イ. 任意保険に関する損益状況

ロ. 自動車損害賠償責任保険・地震保険に関する損益状況

ハ. 積立保険料に関する損益状況

の3区分に分離して、各々で発生する損益項目を整理し分析用保険引受損益計算－①を作成する。この資料に基づいて実数・指標の対前年度増減比較、あるいは、他社との比較を行えば、会社の収益力・特徴等の分析・把握がある程度可能である。

なお、自動車損害賠償責任保険の保険引受損益はノーロス・ノープロフィッ

トの原則に基づいて基本的にゼロとなる[1]が、その損益の状況について純保険料収支に関する項目、付加保険料収支に関する項目、積立保険料等運用益に関する項目に区分・整理し、それぞれ検討することが必要である。

　また、これらの3区分の中を更に細分化（たとえば、火災、自動車、傷害等の保険種類別、あるいは企業分野、家計分野等のマーケット別等）ができれば一層詳しい分析が可能となる。

1　7.7.2節を参照

分析用保険引受損益計算－①

項目			備考
任意保険に関する損益	正味収入保険料	＋	
	正味支払保険金	－	
	損害調査費	－	
	事業費	－	諸手数料及び集金費＋営業費及び一般管理費（保険引受に係るもの）
	その他保険引受収支	＋	為替差損益
	支払備金積増	－	
	責任準備金積増	－	
	（普通責任準備金積増額）		未経過保険料（一部初年度収支残高を含む）
	（払戻積立金積増額）		所得補償，賠責の一部など
	（異常危険準備金積増額）		
	保険引受損益		
自賠責・地震保険に関する損益	正味収入保険料	＋	
	正味支払保険金	－	
	損害調査費	－	
	事業費	－	諸手数料及び集金費＋営業費及び一般管理費（保険引受に係るもの）
	積立保険料等運用益	＋	
	その他保険引受収支	＋	自賠責保険運用益拠出金
	支払備金積増	－	
	責任準備金積増	－	
	その他収支	＋	投資経費等
	保険引受損益		基本的にゼロ
積立保険料に関する損益	収入積立保険料	＋	
	積立保険料等運用益	＋	
	満期返戻金	－	
	契約者配当金	－	
	責任準備金積増	－	払戻積立金、契約者配当準備金
	その他保険引受収支	＋	
	保険引受損益		基本的にゼロ

(2) 分析用保険引受損益計算－②

損益分析を行うにあたっては、増収率・損害率等の諸指標を算出し検討・分析を行うのであるが、分析用保険引受損益計算－①ではリトン・ベーシスとなっているので、増収率の変動が大きいケース等では損害率が実態を表さない。そこで、任意保険について組替えを行い、分析用保険引受損益計算－②を作

成し、検討・分析を加えることも必要である。

分析用保険引受損益計算－②

正味収入保険料	A	
未経過保険料積増額	B	
既経過保険料	C	=A−B
正味支払保険金	D	
損害調査費	E	
支払備金積増額	F	
発生損害額	G	=D＋E＋F
事業費	H	
異常危険準備金積増	I	
その他保険引受収支	J	
保険引受損益	K	=C－G－H－I＋J

ここでG／Cは、アーンド・ベーシス・ロス・レシオ

（G／C＋H／A）は、コンバインド・レシオと呼ばれる。

なお、損害調査費については、分析の目的により正味支払保険金に含めての検討、または事業費に含めての検討など工夫が必要である。

B.2.2 主な経営指標

経営指標は、対前年比較あるいは他社比較等の経営分析をする際に、大変便利かつ有用であり、種々の指標が計算され公表されているが、主なものを次に取り上げて説明しておく。

① 正味収入保険料増収率

$$\frac{\text{当年度正味収入保険料増加額}}{\text{前年度正味収入保険料}} \times 100\%$$

正味収入保険料増収率は、会社の成長性を示す指標である。ここで、

（正味収入保険料）＝（元受正味保険料）＋（受再正味保険料）

－(出再正味保険料)

であり、正味収入保険料増収率を記号を用いて表すと次のようになる。

		増加額	前年実績
(+)	元受正味保険料	$\triangle P_1$	P_1
(+)	受再正味保険料	$\triangle P_2$	P_2
(−)	出再正味保険料	$\triangle P_3$	P_3
	正味収入保険料	$\triangle P$	P

$$\text{正味収入保険料増収率} = \frac{\triangle P}{P} = \frac{\triangle P_1 + \triangle P_2 + (-\triangle P_3)}{P_1 + P_2 + (-P_3)}$$

$$= \frac{1}{P_1 + P_2 + (-P_3)} \left\{ P_1 \times \underbrace{\frac{\triangle P_1}{P_1}}_{\text{(注1)}} + P_2 \times \underbrace{\frac{\triangle P_2}{P_2}}_{\text{(注2)}} + (-P_3) \times \underbrace{\frac{\triangle P_3}{P_3}}_{\text{(注3)}} \right\}$$

(注1) 元受増加率

(注2) 受再増加率

(注3) 出再増加率

ゆえに、正味収入保険料増収率は、元受増加率・受再増加率・出再増加率の前年度における保険料ウェイトによる加重平均値である。したがって、増収率の検討にあたっては、元受・受再・出再それぞれの増加率と保険料ウェイトに注目しなければならない。また、保険種目ごとに検討する必要があることはいうまでもない。

② 正味損害率 $\boxed{\dfrac{\text{正味支払保険金＋損害調査費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100\%}$

これは、リトン・ベーシスのロス・レシオである。一般的には、公表上は損害調査費を含めて計算している。

ここで、

（正味支払保険金）＝（元受正味保険金）＋（受再正味保険金）

－（出再正味保険金）

であり、正味損害率は、元受損害率・受再損害率・出再損害率により構成される。詳しくは、B.3.1節を参照。

③ 事業費率

$$\frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{営業費及び一般管理費（保険引受に係るものに限る）}}{\text{正味収入保険料}} \times 100\%$$

事業費率は、会社の経営効率を示す指標である。事業費は保険引受に係るものに限り、資産運用に係るものは除いて計算し表示することになっている。また、一般的には、公表上は損害調査費を分子に算入せず、②に示したように損害率の計算時に算入する。

詳しくは、B．3．2節を参照。

④ 運用資産利回り

$$\frac{\text{運用収益}}{\text{運用資産平均残高}} \times 100\%$$

これは会社の資産運用力を示す指標である。運用収益とは、利息及び配当金収入から非運用資産より発生する雑利息を控除した金額である。運用資産平均残高とは、原則として各月末運用資産の平均値であり、運用資産は預貯金・コールローン・買入金銭債権・商品有価証券・金銭の信託・有価証券・貸付金・土地建物により構成される。

利回りの計算については種々の方法があり、その一つとして、ハーディー方式を応用したものが考えられる。計算式は次のとおりである。

$$\frac{\text{運用収益}}{\text{運用資産平均残高} - \text{入金運用収益の月末平残}} \times 100\%$$

この計算方法によると、分母から運用収益を控除した分利回りは高く表現される。

また、資産運用の運用効率を評価する上では、以下の事項を考慮するなど、その目的に応じた総合的な分析も必要である。

- 運用資産利回りは利息配当金収入しか対象としていない。このため売却損益、償還損益、為替損益及び評価損益等の資産運用収益全体を含めて評価する。
- 上記実現損益に加えて、債券・株式等の含み損益の金額の増減を反映させた総合利回りベースで評価する。
- 分母の運用資産を時価で評価する。
- 運用資産の種類別に利回り水準が異なることから、運用資産項目別の利回りについて、外部金利と比較評価する。

⑤ 一株あたり当期利益 $\dfrac{\text{当期利益}}{\text{期中平均株数}} \times 100\%$

株式一株に対しどれだけ当期利益を確保したかという指標であり、配当能力を示す。

⑥ 株主資本(自己資本)利益率 $\dfrac{\text{当期利益}}{\text{株主資本}} \times 100\%$

ROE(Return On Equity)と呼ばれる。株主資本(自己資本)に対しどれだけの当期利益を計上したかという指標であり、株主資本の投資効率を表したものといえる。株主の立場からみた、投資効率尺度になる。なお、株主資本(自己資本)とは、総資産から負債総額を控除した資本合計である。

⑦ 株主(自己)資本比率 $\dfrac{\text{株主資本}}{\text{総資産}} \times 100\%$

総資産に対する株主資本の割合である。総資産は株主資本と負債(他人資本ともいう)とから成り立っているので、損害保険会社において積立保険の拡大などに伴って負債の金額が増大した場合は、株主資本比率が低くなる。

⑧ **配当性向** $\dfrac{\text{株主配当金}}{\text{当期利益}} \times 100\%$

当期利益のうちどれだけ株主配当を行ったかという指標である。

⑨ **内部留保率** $\dfrac{\text{当期利益}-(\text{株主配当金}+\text{役員賞与})}{\text{当期利益}} \times 100\%$

当期利益のうちどれだけ社内留保を行ったかという指標である。

⑩ **ソルベンシー・マージン比率** $\dfrac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額}\div 2} \times 100\%$

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てているが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要がある。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算した比率である。

詳細は、10.2.2節を参照。

B.3 損害率・事業費率の分析

公表される損害率は、損害調査費を含めて計算し、事業費率は損害調査費を含めないが、以下の説明では、社内的分析、現行料率との関係等を勘案し、損害調査費を事業費に含めて説明することとする。

B.3.1 損害率の分析

(1) 損害率

損害率(loss ratio)は、損害保険経営にとって最も基本的かつ重要な経営指標である。記号を用いて表すと次のようになる。

		正味保険料	正味保険金
(+)	元受	P_1	L_1
(+)	受再	P_2	L_2
(−)	出再	P_3	L_3
	正味	P	L

$$\text{正味損害率} = \frac{L}{P} = \frac{L_1 + L_2 + (-L_3)}{P_1 + P_2 + (-P_3)}$$

$$= \frac{1}{P_1 + P_2 + (-P_3)} \left\{ P_1 \times \underbrace{\frac{L_1}{P_1}}_{(\text{注}1)} + P_2 \times \underbrace{\frac{L_2}{P_2}}_{(\text{注}2)} + (-P_3) \times \underbrace{\frac{L_3}{P_3}}_{(\text{注}3)} \right\}$$

(注1) 元受損害率

(注2) 受再損害率

(注3) 出再損害率

よって、正味損害率は、元受損害率・受再損害率・出再損害率の当年度保険料ウェイトによる加重平均値である。経営分析にあたってはその構成要素である元受損害率・受再損害率・出再損害率それぞれに対して、対前期比較・保険種目別分析あるいは他社比較など多面的な検討分析を行う必要がある。とくに元受損害率の分析は重要であり、次の点に注意を要する。すなわち、保険種目トータルの損害率は、各保険種目別の損害率を元受正味保険料ウェイトで加重平均したものであるという点である。

たとえば次のように

保険種目	1	2	3	…	n
元受正味保険料	P_1	P_2	P_3		P_n
元受正味保険金	L_1	L_2	L_3		L_n

とすると

$$\text{損害率}=\frac{L_1+L_2+L_3+\cdots+L_n}{P_1+P_2+P_3+\cdots+P_n}$$

$$=\frac{1}{\sum_{i=1}^{n} P_i}\left\{P_1\times\frac{L_1}{P_1}+P_2\times\frac{L_2}{P_2}+\cdots\right.$$

$$\left.\cdots+P_n\times\frac{L_n}{P_n}\right\}\ \cdots\cdots\text{(イ)}$$

と表すことができる。したがって、損害率の分析にあたっては保険種目トータルの損害率についてその高低のみを比較・検討するだけでなく、保険種目別損害率および保険料ウェイトがどういう状況であるかを検討することが重要である。なお、営業保険料に対する純保険料の割合を純保険料率というが、保険料率は保険種目別に算定されているものであるからその一部である純保険料率も保険種目別に異なるのは当然である。

また、実際の損害率水準が保険種目別に異なっていることはいうまでもない。

とくに、長期の保険の場合、保険料が契約時に一時に計上されること、保険料・社費が金利を考慮して割り引かれている場合があること、積立保険の場合に積立保険料に係る手数料、維持費の存在することなど、その分析には注意が必要である。

例 B-1

保険種目別保険料ウェイトによってトータル損害率が異なるケース

保険種目	損害率(%)	保険料ウェイト(%)		
		ケース1	ケース2	ケース3
A	40	25	40	20
B	50	25	20	20
C	60	25	20	20
D	70	25	20	40
トータル損害率(%)		55.0	52.0	58.0

…（ロ）

保険種目別に上記のような損害率であったとし、保険料のウェイトのケースを次のように3通り設定する。

ケース1 … 各種目とも均等に保険料収入がある場合

ケース2 … 損害率の低いAの保険料ウェイトが高い場合

ケース3 … 損害率の高いDの保険料ウェイトが高い場合

(イ)式により、トータル損害率を計算すると、それぞれ(ロ)の値となり、ケース1に対しケース2においては、3.0%低水準となり、ケース3では3.0%高水準となる。

また、収入純保険料に対してどれだけの保険金を支払い、支払備金を積み立てたかという観点で検討する必要もあり、これを純保険料収支といい、以下に説明を加えておく。

(2) 純保険料収支

純保険料収支は、次のように計算される。

収入純保険料	a
純保険料部分未経過保険料積増額	b

既経過純保険料　　　　　　　　　　　c ［= a－b］

支払保険金　　　　　　　　　　　　　d

支払備金積増額　　　　　　　　　　　e

純保険料損益　　　　　　　　　　　　f ［= c－d－e］

純保険料損益は保険料率と密接な関係を持っているので、損害保険会社にとって必要不可欠な項目である。「個別保険種目における保険料率の改定の必要性」という観点から、保険種目別純保険料損益がどういう状況になっているかを常に検討することが重要である。この純保険料損益の程度によって、予定純保険料率の評価が可能なのである。

(3) 種々の損害率

損害率を計算する際、その分母・分子にどのような保険料・保険金を用いるかによっていくつかの損害率が計算される。その中から主なものを以下に説明しておく。

① ペイド・ツー・リトン・ベーシス・ロス・レシオ

ペイド・ツー・リトン・ベーシス・ロス・レシオ(paid-to-written basis loss ratio)は、リトン・ベーシス・ロス・レシオとも呼ばれ、業界紙などに表示されることが多いものであり、次の算式により計算される。

$$\text{ペイド・ツー・リトン・ベーシス・ロス・レシオ} = \frac{\text{正味支払保険金}}{\text{正味収入保険料}}$$

これは、ある一定期間内において収入された保険料に対するその期間内に支払われた保険金の割合をもって損害率としたものである。ペイド・ツー・リトン・ベーシス・ロス・レシオは、直感的に理解しやすく計算も容易であるが、反面、増収や減収の度合いあるいは長期の保険契約の有無(つまり、ロスの実態とは関係のない要因)によって変動してしまうという欠点を持っている。

② インカード・ツー・アーンド・ベーシス・ロス・レシオ

インカード・ツー・アーンド・ベーシス・ロス・レシオ(incurred-to-earned basis

loss ratio)は、アーンド・ベーシス・ロス・レシオとも呼ばれ、ロスの実態をより反映するように考えられたものであり、次の算式により計算される。

$$\text{インカード・ツー・アーンド・ベーシス・ロス・レシオ} = \frac{\text{発生損害額}}{\text{既経過保険料}}$$

ここで、分母の既経過保険料とは、責任準備金の一部である未経過保険料の積増額を正味収入保険料から差し引いたもので、当責任期間中の補償に充当すべき保険料である。すなわち、

(既経過保険料)＝(正味収入保険料)－(未経過保険料積増額)

＝(正味収入保険料)＋(前期末未経過保険料)

－(当期末未経過保険料)

ただし、実際の決算においては本来の未経過保険料とは別に初年度収支残高が普通責任準備金として積み立てられていることがあり、公表数値を用いる場合は注意を要する。また、地震保険・自賠責保険には未経過保険料の概念がないため、地震・自賠責を除いて計算するなど注意が必要である。

また、発生損害額とは正味支払保険金に支払備金の積増額を加算したものであり、計算式は次のとおりである。

(発生損害額)＝(正味支払保険金)＋(支払備金積増額)

＝(正味支払保険金)＋(当期末支払備金)

－(前期末支払備金)

この発生損害額は支払備金が過不足なく積み立てられている条件のもとでは、当期事故発生による損害額を反映しているということができる。したがって、インカード・ツー・アーンド・ベーシス・ロス・レシオは実態を反映したかなり正確な損害率を示し、ロス管理等経営上有用な指標である。

決算数値のみでは計算することはできないが、事故年度別損害率、契約年度別損害率という指標もあり、簡単に説明しておく。

③ 事故年度別損害率

事故年度別損害率は、次の算式によって計算される。

$$\text{事故年度別損害率} = \frac{\text{当該期における発生事故による［支払保険金＋支払備金］}}{\text{既経過保険料}}$$

この損害率は事故発生を100％捕捉でき、かつ支払備金積立てにも過不足がない条件で、理論的には正確に計算される。実際には、既発生未報告事故が存在するため、単年度では正確な損害率は把握できない。

④ 契約年度別損害率

契約年度別損害率(policy year basis loss ratio)は、次の算式で計算される。

$$\text{契約年度別損害率} = \frac{\text{当該年度契約にかかる発生損害額総額}}{\text{当該年度契約の正味収入保険料総額}}$$

この損害率は、一定期間における契約に対して当該契約にかかる最終的な損害率を確定できるという利点を持っているが、確定するまでに長時間を要するため経営指標としては実用的でない。しかし、制度、ロス動向あるいは料率が変化した場合、データが中途であっても何らかの示唆を与えることも多く、契約年度と保険金発生年度による、いわゆるラダー分析的見方（ロス・ディベロップメント）として利用することも有用である。

前述の損害率についての計算例は次のとおりである。

例 B-2

収入保険料（すべて年払とする）

月＼事業年度	T-1年度	T 年度	T+1年度
4 月	2,000	2,200	2,500
5 月	1,700	1,900	2,100
6 月	1,800	2,000	2,200
7 月	2,000	2,200	2,400
8 月	1,700	1,900	2,100
9 月	1,600	1,700	2,000
10 月	1,900	2,000	2,300
11 月	1,700	1,900	2,100
12 月	2,200	2,400	2,700
1 月	1,300	1,400	1,600
2 月	1,600	1,700	2,000
3 月	2,500	2,700	3,000
計	22,000	24,000	27,000

支払保険金および未払保険金

事故発生年度＼事業年度		T-1年度	T 年度	T+1年度
T-1年度	支払保険金	10,200	8,900	5,100
以前	未払保険金	15,900	7,900	3,200
T 年度	支払保険金		2,600	4,900
	未払保険金		10,100	5,800
T+1年度	支払保険金			2,900
	未払保険金			11,400
計	支払保険金	10,200	11,500	12,900
	未払保険金	15,900	18,000	20,400

① ペイド・ツー・リトン・ベーシス・ロス・レシオ

T事業年度における損害率

$$=\frac{\text{正味支払保険金}}{\text{正味収入保険料}}=\frac{11{,}500}{24{,}000}=\underline{47.9\%}$$

T＋1事業年度における損害率

$$=\frac{12{,}900}{27{,}000}=\underline{47.8\%}$$

② インカード・ツー・アーンド・ベーシス・ロス・レシオ

(1)未経過保険料の計算

Ｔ－１年度末未経過保険料の計算

	収入保険料		未経過率		未経過保険料
４月	2,000	×	1/12	＝	167
５月	1,700	×	2/12	＝	283
６月	1,800	×	3/12	＝	450
７月	2,000	×	4/12	＝	667
８月	1,700	×	5/12	＝	708
９月	1,600	×	6/12	＝	800
10月	1,900	×	7/12	＝	1,108
11月	1,700	×	8/12	＝	1,133
12月	2,200	×	9/12	＝	1,650
１月	1,300	×	10/12	＝	1,083
２月	1,600	×	11/12	＝	1,467
３月	2,500	×	12/12	＝	2,500
計	22,000				12,016

同様に

Ｔ年度末未経過保険料　13,034

Ｔ＋１年度末未経過保険料　14,716

⑵損害率の計算

T事業年度における損害率

$$=\frac{\text{発生損害額}}{\text{既経過保険料}}$$

$$=\frac{(\text{正味支払保険金})+(\text{当期末支払備金})-(\text{前期末支払備金})}{(\text{正味収入保険料})+(\text{前期末未経過保険料})-(\text{当期末未経過保険料})}$$

$$=\frac{11{,}500+(18{,}000-15{,}900)}{24{,}000-(13{,}034-12{,}016)}=\frac{11{,}500+2{,}100}{24{,}000-1{,}018}=\frac{13{,}600}{22{,}982}=\underline{59.2\%}$$

T＋1事業年度における損害率

$$=\frac{12{,}900+(20{,}400-18{,}000)}{27{,}000-(14{,}716-13{,}034)}=\frac{12{,}900+2{,}400}{27{,}000-1{,}682}=\frac{15{,}300}{25{,}318}=\underline{60.4\%}$$

③　事故年度別損害率

T事業年度事故発生にかかるT事業年度における損害率

$$=\frac{\text{当該期における発生事故による［支払保険金＋支払備金］}}{\text{既経過保険料}}$$

$$=\frac{2{,}600+10{,}100}{22{,}982}=\frac{12{,}700}{22{,}982}=\underline{55.3\%}$$

T事業年度事故発生にかかるT＋1事業年度における損害率

$$=\frac{(2{,}600+4{,}900)+5{,}800}{22{,}982}=\frac{13{,}300}{22{,}982}=\underline{57.9\%}$$

B.3.2 事業費率の分析

(1) 事業費の内訳

事業費率の分析を行うにあたっては、事業費の内訳項目について理解しておくことが必要である。

次のページに保険業法施行規則別紙様式による事業費の明細表を記載したので、参考とされたい。なお、賞与引当金繰入額については、注記に基づき科目の性質・重要性から「給与」の下段に記載することとなっている。

事業費の明細

（損害保険会社）　（単位：百万円）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般管理費
損害調査費・営業費及び</td><td>人件費
給与
退職金
退職給付引当金繰入額
厚生費
物件費
減価償却費
土地建物機械賃借料
営繕費
旅費交通費
通信費
事務費
広告費
諸会費・寄附金・交際費
その他物件費
税金
拠出金
負担金</td><td></td></tr>
<tr><td>計
（損害調査費）
（営業費及び一般管理費）</td><td>
（　）
（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">諸手数料及び集金費</td><td>代理店手数料等
保険仲立人手数料
募集費
集金費
受再保険手数料
出再保険手数料</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業費合計</td><td></td></tr>
</table>

（記載上の注意）

1　金額欄は、損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額を記載し、その旨を注記すること。

2　拠出金の金額欄には火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金の合計額を記載すること。また、負担金の金額欄には保険契約者保護機構負担金について記載すること。

3　保険仲立人手数料の金額欄には保険業法第２条第２５項の保険仲立人に係る手数料について記載すること。

4　会社の事業費の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

5　監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(2) 事業費率

損害保険会社の事業費率は経営効率を示すといわれている。事業費率の分析を行うには、事業費を構成する要素と内容を把握することが大切である。事業費率を算出する際には、投資部門等に係る人件費・物件費・税金を除き、保険引受に係る金額のみを対象とする。

事業費率とは事業費を正味収入保険料で除した割合である。これを取引区分ごとに分解すると、元受事業費率・受再保険手数料率・出再保険手数料率に大別される。なお、以下この巻末付録では、社費の全額を元受契約に係るものとして取り扱うこととするが、元受契約、受再契約、出再契約に係る社費を合理的に配分することにより、より精緻・正確な分析・評価が可能となる。

- 事業費
  - ＋元受事業費
    - 社　　費
      - 人件費
      - 物件費
      - 税　金
      - 拠出金
      - 負担金
    - 元受募集費(注)
      - 代理店手数料等
      - 保険仲立人手数料
      - 募集費
      - 集金費
  - ＋受再保険手数料
  - －出再保険手数料

(注)以下この巻末付録において同じ。

ここで、次の記号を用いて事業費率を分解すると

		正味保険料	事業費
(+)	元受	P_1	E_1
(+)	受再	P_2	E_2
(−)	出再	P_3	E_3
	正味	P	E

$$\text{事業費率} = \frac{E}{P} = \frac{E_1 + E_2 + (-E_3)}{P_1 + P_2 + (-P_3)}$$

$$= \frac{1}{P_1 + P_2 + (-P_3)} \left\{ P_1 \times \underbrace{\frac{E_1}{P_1}}_{(注1)} + P_2 \times \underbrace{\frac{E_2}{P_2}}_{(注2)} + (-P_3) \times \underbrace{\frac{E_3}{P_3}}_{(注3)} \right\}$$

(注1) 元受事業費率

(注2) 受再保険手数料率

(注3) 出再保険手数料率

すなわち、事業費率は、元受事業費率・受再保険手数料率・出再保険手数料率の各正味保険料ウェイトによる加重平均値である。したがって、再保険取引の多少により事業費率は左右されるのであり、経営効率の分析を行うにあたっては単純に事業費率の高低を比較するだけでなく、元受事業費率の分析を行うことが重要である。

(3) 元受事業費率

元受事業費は社費と元受募集費の合計額であり、これの元受正味保険料に対する割合を元受事業費率という。ここで、元受正味保険料は除く積立保険料ベースである(以下同様)。社費・元受募集費の対元受正味保険料に対する割合を社費率・元受募集費率という。

① 元受募集費率

元受募集費は保険種目ごとに代理店手数料率・集金費率が定められていて、保険料収入に比例して支出されるものである。したがって、元受募集費率は、各保険種目の募集費率について元受正味保険料ウェイトで加重平均したものであるから、募集費率の高い保険種目の保険料ウェイトが高い会社は当然元受募集費率は高くなる。

② 社費率

社費を構成している重要な項目は人件費と物件費である。このことが、社費率は会社の経営効率を示すといわれる所以である。つまり、社費率が低い会社は効率がよく、高い会社は効率が悪いと判断されることが多いようである。しかし、それは一応の目安とはなるが「効率の良否は収入社費と支出社費の対比において判断されるべきである。」という観点に注目すると、社費率は経営効率の絶対的基準とはいえない。そこで次に述べる付加保険料収支の検討を行う必要がある。

③ 付加保険料収支

収入付加保険料は収入社費・収入募集費および利益部分とから構成されている。付加保険料の営業保険料に対する割合を付加率という。付加率は保険種目別に異なるものであるから、保険種目別の保険料ウェイトにより会社ごとの平均付加率は異なることになり、元受事業費率は当然その水準が会社別に異なるものである。したがって、経営効率の良否を判断するにあたっては、元受事業費を収入付加保険料と対比させて付加保険料収支はどうであるか、あるいは元受事業費の対収入付加保険料割合はどうであるか、という観点で検討すべきである。

なお、種々の考え方はあろうが、既経過付加保険料と元受事業費とを対比させて検討することも必要である。

例 B-3

保険種目別保険料ウェイトによってトータル事業費率が異なるケース

保険種目	事業費率(%)	保険料ウェイト(%)		
		ケース 1	ケース 2	ケース 3
A	50	30	50	20
B	40	30	30	30
C	35	40	20	50
トータル事業費率(%)		41.0	44.0	39.5

保険種目別に上記のような事業費率であったとし、保険料のウェイトのケースを次のように3通り設定する。

ケース1 … 各種目ともほぼ均等に保険料収入がある場合

ケース2 … 事業費率の高いAの保険料ウェイトが高い場合

ケース3 … 事業費率の低いCの保険料ウェイトが高い場合

トータル事業費率を計算すると、上記の値となり、ケース1に対しケース2においては、3.0% 高水準となり、ケース3では 1.5% 低水準となる。